

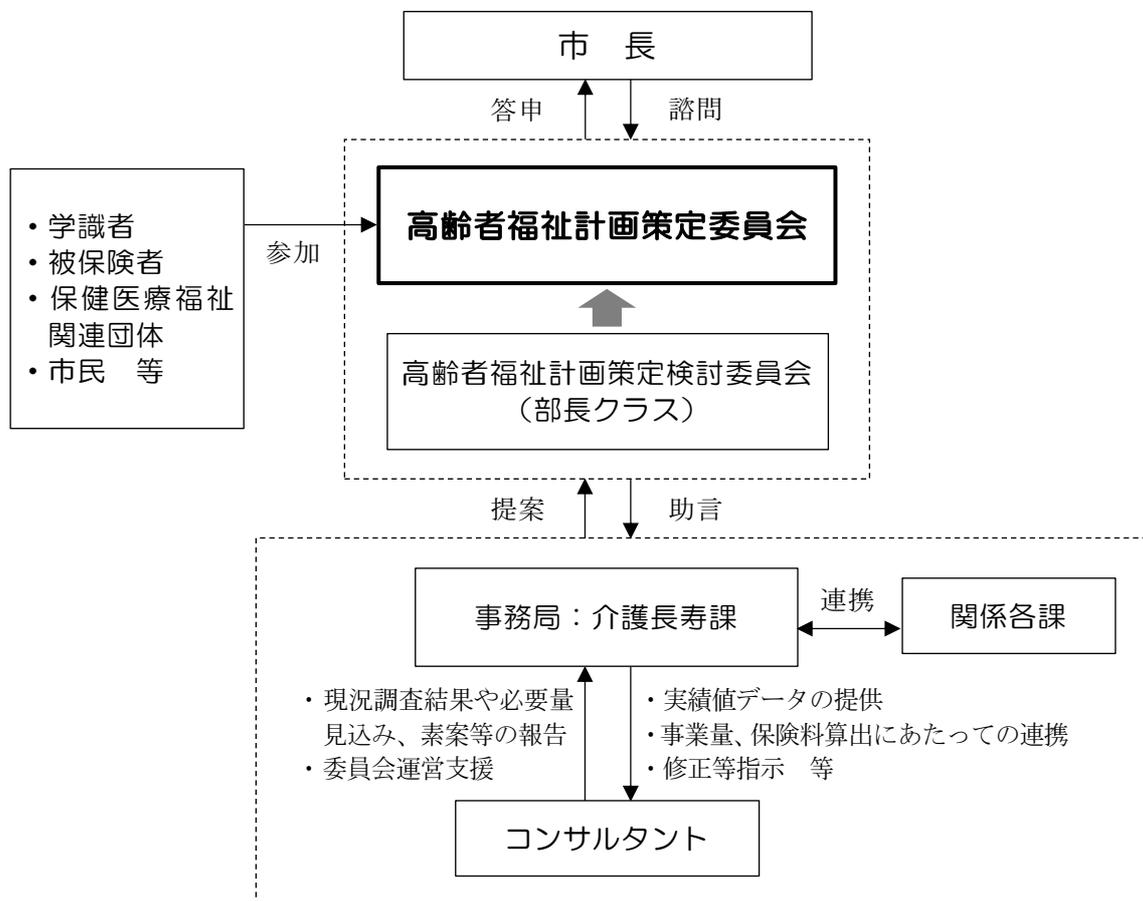
1. 計画策定の経緯

年月日	検討委員会	策定委員会
令和4年	8月 8月23日 第1回検討委員会 検討委員会設置規程について コンサルタント会社の紹介について 計画策定の概要について アンケート調査について うるま市高齢者福祉計画策定委員会委員の選任について	
	10月	10月12日 第1回策定委員会 計画策定の概要（国の動向、スケジュール） 調査の概要について 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の内容について 在宅介護実態調査の内容について
令和5年	1月 1月25日 第2回検討委員会 うるま市の高齢者人口の推計について 高齢者を取り巻く状況や課題のまとめ	1月31日 第2回策定委員会 うるま市の高齢者人口の推計について 高齢者を取り巻く状況や課題のまとめ
	3月 3月22日 第3回検討委員会 うるま市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告について うるま市在宅介護実態調査結果報告について アンケート調査から把握された課題のまとめについて	3月27日 第3回策定委員会 うるま市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告について うるま市在宅介護実態調査結果報告について アンケート調査から把握された課題のまとめについて
	7月 7月12日 第4回検討委員会 うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の施策点検及び評価について 国の動向とスケジュールについて	7月19日 第4回策定委員会 うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の施策点検及び評価について 国の動向とスケジュールについて
	10月 10月17日 第5回検討委員会 老人福祉事業の量の目標について 第9期計画の基本的な方向(案)について 第9期介護保険事業計画について(見込量の間中値) 介護保険料の所得段階増設と乗率変更の検討について	10月24日 第5回策定委員会 老人福祉事業の量の目標について 第9期計画の基本的な方向(案)について 第9期介護保険事業計画について(見込量の間中値) 介護保険料の所得段階増設と乗率変更の検討について
	11月 11月22日 第6回検討委員会 ケアマネジャーへのアンケート調査結果報告について 介護人材調査結果報告について 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について	11月29日 第6回策定委員会 ケアマネジャーへのアンケート調査結果報告について 介護人材調査結果報告について 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について
令和6年	1月 1月12日 第7回検討委員会 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について 第9期介護保険料(案)について パブリックコメントの実施（1月17日～1月31日まで）	1月16日 第7回策定委員会 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について 第9期介護保険料(案)について
	2月 2月7日 第8回検討委員会 パブリックコメントについて 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(答申案)について 2月13日 答申	2月8日 第8回策定委員会 パブリックコメントについて 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(答申案)について

■答申の様子（令和6年2月13日）



2. 計画策定の体制



3. うるま市高齢者福祉計画策定委員会に関する規定

○うるま市高齢者福祉計画策定委員会規則

平成17年8月11日

規則第190号

改正 平成20年6月30日規則第46号

平成28年4月22日規則第31号

平成30年4月13日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

2 策定委員会は、うるま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況について、必要な助言等を行うことができる。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 保健、医療、福祉等を代表する者

(3) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長になる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が策定委員会の招集を行う。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 策定委員会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が任命する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会で調査審議した事項について、策定委員会に報告しなければならない。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において「策定委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則 (平成20年6月30日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月22日規則第31号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月13日規則第18号)

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

4. うるま市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

「うるま市高齢者福祉計画策定委員会」委員名簿

NO	氏名	役職	所 属	備考
1	上原 満	会長	社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会	常務理事
2	桃原 幸二	副会長	有限会社 美和コーポレーション 兼 さわやか福祉財団（インストラクター）	代表取締役
3	豊里 竹彦	委員	琉球大学医学部保健学科	教授
4	高山 義浩	委員	沖縄県立中部病院（感染症内科・地域ケア科）	医師
5	大城 順次	委員	沖縄県中部福祉事務所	所長
6	比嘉 智子	委員	社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会	次長兼 地域福祉課長
7	天野 京子	委員	うるま市民生委員・児童委員協議会	副会長
8	佐渡山 安輝	委員	社会福祉法人 育賛会 特別養護老人ホーム 楽寿園	理事長
9	平田 貴之	委員	株式会社 A & S	代表取締役社長
10	譜久山 香織	委員	一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会	うるま支部事務局
11	照屋 義正	委員	うるま市老人クラブ連合会	会長
12	田場 秀子	委員	うるま市女性団体連絡協議会	会長
13	兼城 正一	委員	公益社団法人 うるま市シルバー人材センター	事務局長
14	池原 栄子	委員	赤道区ももの会	代表
15	野島 大雅	委員	うるま市自治会長連絡協議会（南風原区自治会長）	代表

※又吉 剛（前沖縄県中部福祉事務所長）：令和4年10月1日～令和5年4月30日

5. うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会に関する規定

○うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会設置規程

平成28年4月22日

訓令第62号

改正 平成30年4月13日訓令第39号

令和4年3月31日訓令第24号

令和5年10月31日訓令第59号

うるま市高齢者福祉計画策定に関する規程（平成17年うるま市訓令第80号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 うるま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- （2） 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の評価及び進捗管理に関すること。
- （3） うるま市高齢者福祉計画策定委員会との連絡調整に関すること。
- （4） その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任命は、別に辞令を用いることなくその職に命じられたものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議での審議事項の内容により必要な委員のみを招集するものとする。

3 委員が会議に出席できない場合は、委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は関係職員に対し資料の作成及び提出並びに説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 委員長は、検討委員会で検討した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(部会)

第6条 委員長は、検討委員会の円滑な運営を図るため、検討委員会の下に部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月22日から施行する。

附 則 (平成30年4月13日訓令第39号)

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓令第24号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月31日訓令第59号)

この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

役職	備考
副市長	委員長
福祉部長	副委員長
こども未来部長	
こども未来部参事	
総務部長	
企画部長	
財務部長	
市民生活部長	
市民生活部参事	
経済産業部長	
都市建設部長	
消防長	
教育委員会社会教育部長	
教育委員会学校教育部長	

6. うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会名簿

うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会名簿

委員

NO	役職	氏名	備考
1	副市長	佐久川 篤	委員長
2	福祉部長	幸地 美和	副委員長
3	こども未来部長	上原 利恵子	
4	こども未来部参事	上運天 健	
5	総務部長	山入端 立也	
6	企画部長	金城 和明	
7	財務部長	島袋 史朗	
8	市民生活部長	新里 禎規	
9	市民生活部参事	古謝 哲也	
10	経済産業部長	松岡 秀光	
11	都市建設部長	名嘉眞 睦	
12	消防長	新垣 隆	
13	教育委員会社会教育部長	川端 登	
14	教育委員会学校教育部長	大里 元児	

7. 用語集

あ行

I A D L (手段的日常生活動作)

- ・排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作ADL(日常生活動作)に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことをいう。また薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

I C T

- ・Information and Communication Technology(情報伝達技術)の略称。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。メール、チャット、SNS (Facebook、Instagram、X(旧 Twitter)など) の活用、通信販売、ネット検索などがある。

一般高齢者

- ・要介護認定を受けていない方、また介護予防上の支援が必要と認められる虚弱な高齢者でない65歳以上の元気な高齢者を一般高齢者という。

か行

介護医療院

- ・現在の介護療養病床などに代わって創設される、新しい施設の名称。現在の介護療養病床が担っている、「慢性期の医療機能」「看取り・ターミナルケア機能」とともに、介護老人保健施設のような「生活の場としての機能」を併せ持つ介護保険施設になる。

介護給付

- ・要介護認定において、介護が必要と認められた被保険者(要介護1～要介護5)に対する保険給付のこと。

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

- ・要介護者及び要支援者などからの依頼を受け、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行い、介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う専門職。

介護予防

- ・可能な限り要支援・要介護状態になることを防ぐこと。また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないように支援すること。

介護予防支援

- ・ 居宅の要支援者に対し、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 地域支援事業の中に新たに創設された事業。市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

介護療養型医療施設（介護療養病床）

- ・ 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・ 日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設。食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う。

介護老人保健施設（老人保健施設）

- ・ 病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

看護小規模多機能型居宅介護

- ・ 利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができる。

居住系サービス

- ・ 地域における居住の場として提供されている施設サービス。特定施設入居者生活介護(介護保険の指定を受けた有料老人ホーム)やケアハウスなどがある。

居宅サービス

- ・ 居宅の要介護者が、指定居宅サービス事業者から受ける事ができるサービス。サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等がある。

居宅療養管理指導

- ・医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し療養上の管理・指導を行う居宅サービス。

ケアプラン（介護サービス計画）

- ・要介護者などの心身の状況や本人及び家族の希望などを勘案し、サービス提供者間の調整を行いつつ、利用する介護サービスの種類、内容など具体的なサービス計画を定めたもの。

後期高齢者

- ・75歳以上の高齢者。

高額介護サービス

- ・要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付。超過分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

コーホート変化率法

- ・「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。
「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

国保データベース（KDBシステム）

- ・国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療(後期高齢者医療含む)」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築された。

本システムを活用することにより、これまで保健師等が手作業で行ってきた健康づくりに関するデータ作成が効率化され、地域の現状把握や健康課題を明確にすることが容易となる。

(出力されるデータを表計算ソフト等を用いて二次加工することで、自らの目的に合った更に精緻な分析が可能となる。)

サービス付き高齢者向け住宅

- ・一定の広さやバリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向けの住宅。平成 23 年度、国土交通省と厚生労働省が高齢者の居住の安定を確保する目的で制度化したもので、住宅等の建設に対して、国が建設費を助成するなど、各種の支援を行う。

社会的役割

- ・人を思いやる、相談にのる、他の世代との積極的な交流などが、この能力にあたる。仲間と会食の機会を持ったり、地域の活動に参加したりするのがこの社会的役割である。

住宅改修(費)

- ・住む人の生活の利便性や安全性を考え、住宅の段差の解消や手すりの取り付け等を行うサービス。

小規模多機能型居宅介護

- ・居宅の要介護者を対象とした地域密着型サービスのひとつ。これまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、1つの事業所で「通い」サービスを中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて受けることができるサービス。平成 17 年の介護保険制度の改正により創設されたサービス。

成年後見制度

- ・不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面で、適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度。

成年後見人

- ・成年後見制度において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

前期高齢者

- ・65 歳～74 歳までの高齢者。

ターミナル（ターミナルケア）

- ・ターミナルとは「終末期」を意味する。ターミナルケアは、病気で余命わずかの人をはじめ、認知症や老衰の人たちが、人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるようにすることが目的であり、治療による延命よりも、病気の症状などによる苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させるケアである。

短期入所生活介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴や食事などの介護や機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、治療や看護、機能訓練などを受けるサービス。

地域包括ケアシステム

- ・高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくこと。

地域包括支援センター

- ・介護予防サービスや介護予防事業などのケアプランを作成したり、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域介護の中核拠点。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員 30 人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する。
明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされている。

地域密着型サービス

- ・介護状態になった後も住みなれた地域で生活を継続できるよう、平成 18 年度の介護保険制度の改正時に創設されたサービスで、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などがあり、保険者が事業者の指定・指導監督を行う。

地域密着型通所介護

- ・小規模の老人デイサービスセンターなどにおいて日帰りで介護や生活機能訓練などを行うサービス。日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員 30 人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供する。

知的能動性

- ・情報を自ら収集して表現できる能力。探索、創作、余暇活動などの知的な活動をするのが知的能動性である。新聞を読む、読書をする、そしてその情報を元に会話をして、相手を楽しませるなどの行為はこの能力にあたる。

通所リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等に通り、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するため、理学療法士や作業療法士などによる必要な機能訓練などを受けるサービス。

通所介護

- ・心身機能の維持や社会的孤立感の解消を図る事を目的に、施設などに通い入浴や食事、機能訓練、レクリエーションなどを受けるサービス。なお、予防給付の通所介護は平成 30 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ完全移行する。

通所型サービス A（介護予防・日常生活支援総合事業より）

- ・通所型サービス A とは、国基準のサービス内容を基に市町村が設定する緩和した基準によるサービスで、主に市の指定したサービス事業所内でミニデイサービスや運用・レクリエーション等を行うサービス。

事業内容は、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業としてミニデイサービスや運動、レクリエーション活動を行う。

通所型サービス B（介護予防・日常生活支援総合事業より）

- ・通所型サービス B とは、ボランティア主体(住民主体)で通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行うサービス。

事業内容は、住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりとして、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会、サロン、会食等を行う。

通所型サービスC（介護予防・日常生活支援総合事業より）

- ・通所型サービスCとは、短期集中型のサービスであり、市町村保健師等が公民館等で生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6か月の短期間で行うサービス。

日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施していく。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

- ・デジタル技術を活用し、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること

特定健診

- ・生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリック症候群に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健診。

特定施設入所者生活介護

- ・有料老人ホームやケアハウスなどで特定施設の指定を受けた事業所に入居している要介護者について、計画に基づいて提供される入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービス。

特定入所者介護サービス費

- ・平成18年10月からの居住費・医療費の保険給付外措置への制度改正において、低所得者への対策として創設された保険給付。

特定福祉用具購入費

- ・居宅の要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や希望、置かれている環境を踏まえ、入浴又は排せつに使用する福祉用具の購入にかかる費用を給付する。

特定保健指導

- ・特定健診で把握されたメタボリック症候群予備群及び該当者に対し、保健師や管理栄養士の指導のもと食事や運動などの生活習慣改善に向けた取り組み。

日常生活自立支援事業

- ・ 認知症や知的障害等で判断能力が不十分のため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、その権利やニーズ表明を行ったり、人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにする事業。

認知症カフェ

- ・ 認知症の本人と家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。ケアラズカフェ、オレンジカフェとも呼ばれている。

認知症キャラバン・メイト

- ・ 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

認知症ケアパス

- ・ 認知症の人とその家族が、今住んでいる地域の中で本来の生活を営むために、医療者・介護者とともに目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症の人やその家族が、「いつ、どこで、何をすべきなのか」をわかりやすくまとめたもので、症状の進行に合わせた具体的なケア方法や利用できる医療・介護サービスをあらかじめ知ることができる。

認知症サポーター

- ・ 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人々やその家族を支援する人のこと。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・ 認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。

認知症対応型通所介護

- ・ 認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護。

は行

避難行動要支援者

- ・災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014年(平成26)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた

福祉用具貸与

- ・心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、車イスや歩行器、特殊寝台等の用具を貸し出すサービス。

フレイル予防

- ・フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態。この状態は、生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障害がある「要介護状態」との間に位置している。したがって、フレイル予防は、より早期からの介護予防(=要介護状態の予防)を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方といえる。

訪問リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等の理学療法士や作業療法士などが家庭へ訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するために、必要な機能訓練などを受けるサービス。

訪問介護

- ・訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービス。なお、予防給付の訪問介護は平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ完全移行する。

訪問型サービスA(介護予防・日常生活支援総合事業より)

- ・訪問型サービスAとは、国基準のサービス内容を基に市町村が設定する緩和した基準によるサービスで、主に市の指定したサービス事業所が生活援助として、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行うサービス。

具体例としては、調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、重い物の買い物代行や同行を行う。料金は、国が示す単価(包括報酬)を下回る単価で市町村が設定する。

訪問型サービスB(介護予防・日常生活支援総合事業より)

- ・訪問型サービスBとは、住民主体による支援であり、ボランティア主体の生活援助として、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行うサービス。

具体例として、布団干し、階段の掃除、買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換、代筆等を行う。料金は、支援主体のため多くはボランティアで行う。

訪問型サービスC（介護予防・日常生活支援総合事業より）

- ・訪問型サービスCとは、短期集中型のサービスであり、市町村の保健師等が退院後の体力改善に向けた相談指導業務等のプログラムを行うサービス。保健・医療の専門職により提供される支援は、3～6か月の短期間で行われる。

利用するためには、ケアプランを作成し、モニタリングを定期的に行う。個別サービス計画をもとにケアマネジメントを行い、体力の改善に向けた支援が必要なケース、・健康管理の維持・改善が必要なケース、閉じこもりに対する支援が必要なケース、ADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援が必要なケースの場合に利用することができる。

訪問型サービスD（介護予防・日常生活支援総合事業より）

- ・訪問型サービスDとは、主にボランティアが主体となって外出時の移送やその前後の補助を行うサービス。

具体的には、通所型サービスの送迎、買い物、通院、外出時の支援を行う。

訪問看護

- ・看護師、保健師などが家庭へ訪問し、病状などの観察や看護、終末期のケアなど、療養生活に必要な支援を行うサービス。

訪問入浴介護

- ・自宅の浴槽では入浴が困難な居宅の要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

ボランティアポイント制度

- ・高齢者の方のボランティア活動を支援する新たな仕組み。ボランティア活動を通して高齢者の社会参加・地域貢献を奨励し、高齢者自身の介護予防を促進することにより、元気な高齢者が暮らす地域社会づくりを目指す。

高齢者の方が介護保険施設などでボランティア活動に参加すると、ポイントが貯まり、貯まったポイントに応じて現金や商品券と交換することができる。

ま行

メタボリック症候群

- ・内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症で異常が見られる状態をいう。単に「メタボ」とも言われる。

や行

夜間対応型訪問介護

- ・利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問する。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがある。

有料老人ホーム

- ・高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な支援を行う施設。(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等は除く)

うるま市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行 うるま市
企画・編集 福祉部 介護長寿課
〒904-2292
沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL 098-973-3208



うるま市